

東京都立富士高等学校・東京都立富士高等学校附属中学校
学校運営連絡協議会設置要綱

1 名 称

この会の名称を「東京都立富士高等学校、東京都立富士高等学校附属中学校・学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

2 目 的

本校の教育活動が保護者・地域住民から理解され、保護者・地域社会の方々の意向が本校の学校運営に反映されることを通して、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とする。

3 所掌事項

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

4 組 織

(1) 学校運営連絡協議会の委員は、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、東京都教育委員会が委嘱する近隣自治会長 1 名、同窓会代表 1 名、近隣中学校長 1 名、近隣児童館関係 1 名、近隣病院関係 1 名、学識者 2 名、PTA 会長 1 名とする。

学校側委員は、校長、高校副校長、中学副校長、経営企画課長、主幹教諭、高教務主任、高生徒部主任、高進路部主任、学年代表及び事務局とする。

(2) 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告原案を作成する。

学校評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

5 任 期

委員の任期は第 1 回学校運営連絡協議会開催日から当該年度 3 月 31 日までとする。

6 役 員

(1) 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、学校評価委員会委員長 1 名、事務局長 1 名

(2) 会長は校長とする。

(3) 副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

7 会の回数・開催時期

学校運営連絡協議会は、原則として 6 月、10 月及び 2 月の年 3 回開催する。

8 会の公開

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

9 事務局

学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、総務部主任をもって充てる。

10 その他

この要綱は校長が必要に応じて改正する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。